

水道

令和元年10月1日施行
消費税率10%適用版

●水道の届出

こんなときは、生活環境課にお早めに届出てください。

- ・新しく水道を使うとき
- ・使用者や所有者の名称が変わるとき
- ・長い間、水道を使用しないので休止したいとき(休止している期間は料金がかかりません)
- ・今後、水道を使用することがなく、廃止したいとき(別途工事費がかかります)

●水道の料金

水道の料金等は、令和元年11月末検針分(10月末～11月末までの使用分)から以下のとおりになります。

◎水道料金表 (消費税抜) (消費税込参考額)

種別	料金		基本料金(1ヶ月につき) 水量	超過料金 1㎡につき	消費税込参考額	
	基本料金(1ヶ月につき) 料金	超過料金 1㎡につき			基本料金 1㎡につき	超過料金 1㎡につき
一般用	10㎡まで	1,250円	130円	130円	1,375円	143.00円
官公庁・学校用	50㎡まで	6,500円	130円	130円	7,150円	143.00円
工業用	100㎡まで	13,000円	121円	121円	14,300円	133.10円
浴場用	100㎡まで	7,000円	70円	70円	7,700円	77.00円
臨時	10㎡まで	1,500円	150円	150円	1,650円	165.00円

◎メーター使用料(1ヶ月あたり)(消費税抜)(消費税込参考額)

口径	使用料	消費税込参考額
20mm以下	100円	110円
25mm以下	200円	220円
40mm以下	300円	330円
50mm以下	1,200円	1,320円
75mm以下	1,500円	1,650円
100mm以下	2,000円	2,200円

●料金の計算方法

料金は、基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に110/100を乗じた金額になります。

※1円未満の端数は切り捨て

◎水道事業分担金(加入金)・検査手数料

口径	分担金 (消費税抜)	①		手数料(非課税)	合計
		分担金(税込)	検査手数料		
13mm	60,000円	66,000円	2,000円	2,000円	68,000円
20mm	70,000円	77,000円	2,000円	2,000円	79,000円
25mm	100,000円	110,000円	3,000円	3,000円	113,000円
30mm	130,000円	143,000円	3,000円	3,000円	146,000円
40mm	180,000円	198,000円	3,000円	3,000円	201,000円
50mm	300,000円	330,000円	5,000円	5,000円	335,000円
75mm	500,000円	550,000円	5,000円	5,000円	555,000円
75mmを越えるもの	町長が別に定める額		5,000円		

●水道の使用開始・休止

申込みと同時に開閉栓手数料 1,000円が必要です。

●水道工事は、指定された業者で

水道の新設、増設、改造、修繕などの工事は、町で指定された業者以外はできません。

「中能登町指定給水装置工事事業者」へお申込みください。

※新規指定登録手数料 10,000円、更新手数料5,000円

下水道

●下水道料金

下水道料金は原則的に上水道使用量に基づいて決められますが、井戸水などの地下水を使用している場合には、その用途などを調査のうえ認定して算出します。

下水道の料金は、令和元年11月末検針分(10月末～11月末までの使用分)から以下のとおりになります。

◎下水道料金表 (消費税抜) (消費税込参考額)

種別	料金		基本料金(1ヶ月につき) 水量	超過料金 1㎡につき	消費税込参考額	
	基本料金(1ヶ月につき) 料金	超過料金 1㎡につき			基本料金 1㎡につき	超過料金 1㎡につき
一般汚水	10㎡まで	1,300円	120円	120円	1,430円	132.00円
公衆浴場汚水	1㎡につき	70円			77.00円	

●汚水量の算定は以下により区分されます

- 1) 上水道のみの場合……上水道の使用水量
- 2) 上水道以外(井戸水等)の場合
 - ①メーター器有……使用水量
 - ②メーター器無……認定基準水量

※認定基準水量は1ヶ月当たり世帯人数×6㎡/人で算定するものです。
- 3) 上水道と上水道以外(メーター器無)を併用の場合

認定基準水量に対し上水道水量が上回る場合は上水道使用水量を、上水道水量が下回る場合は認定基準水量となります。

(参考例)

井戸水のみの場合(メーター器無・4人家族)

認定基準水量(1ヶ月)は……4人×6㎡=24㎡

超過水量は……24㎡-10㎡=14㎡

(基本料金1,300円 + 超過水量14㎡ × 120円) × 110/100 = 3,278円

※1円未満の端数は切り捨て

●下水道事業分担金(受益者分担金)について

受益者分担金は公共ます(町が設置した合併浄化槽も含む)1ヶ所につき25万円となっております。

受益者分担金は、設置された皆様全てに発生し、下水道の受入れが整った区域(供用開始区域)から納入可能となります。下水道工事費の一部に充てられますので、皆様には停滞なく支払いをしていただくようお願いいたします。

※納入方法

町から納入通知書を発行しますので、町の指定した金融機関、若しくは役場まで直接納入していただきます。

その他、納入通知書を紛失した、金額の残りが分からないなど、ご不明な点があればお問い合わせください。

●下水道宅内排水設備工事は町の指定工事店で

町では、下水道に台所やトイレなどの水まわり設備の排水を接続する工事(宅内排水設備工事)は、責任技術者認定資格者のいる町が認定した指定工事業者(指定工事店)で施工しなければなりません。宅内排水設備工事は「中能登町下水道排水設備指定工事店」へお申込みください。

お問い合わせ先 生活環境課 電話72-3925